

1. 「三重県がん対策推進条例」の策定

(目的・概要)

2人に1人ががんに罹る現在、予防できるがん、治療できるがんへの対策、また、がん患者・がんに罹った患者を支える家族が、安心して暮らせる社会をめざし、がん対策の充実を図るため、「三重県がん対策推進条例」を策定し、平成26年3月27日に公布、同年4月1日に施行しました。

条例により、県の責務並びに市町等の役割を明らかにし、がん医療の充実その他がん対策に関する施策の基本となる事項を定め、がん対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

1. 取組成果

- (1) 条例の施行により関係者の役割を明確化することで、多様な主体と協力し、がん対策を進める上での根拠として期待されます。
- (2) 条例の施行により、がんに対する知識の向上や理解の促進、若い世代（就学期の児童生徒等）へのがんに関する教育の必要性について関心が高まります。

2. 取組における課題等

- (1) がんに対する若い世代（就学期の児童生徒等）への教育。
- (2) がん患者に対する就労に関する支援。職場でのがん疾患に対する理解の促進。
- (3) がん検診受診率の向上。

3. 本年度の事業展開予定

- (1) 学校教育現場でのがんに関する教育のモデル的な実施。
- (2) がん患者に対する就労に関する相談支援の実施。
- (3) 地域がん登録で得られた情報を活用した検診受診勧奨の検討。

4. 関連する評価指標の状況

◆市町事業におけるがん検診受診率

	(計画策定時・H22)		(現状値・H24)	目標値 (平成29年度)
○乳がん	20.8%	→	18.8%	50.0%
○子宮頸がん	26.7%	→	30.9%	50.0%
○大腸がん	20.5%	→	24.0%	40.0%
○胃がん	8.0%	→	7.4%	40.0%
○肺がん	20.2%	→	21.2%	40.0%

2. 地域自殺・うつ対策ネットワーク組織の活用

(目的・概要)

自殺の背景には地域の人口構造や経済状況など、様々な要因があり、また、相談窓口や支援機関等の社会資源についても地域差が見られます。そのため、それぞれの地域における自殺の状況や社会資源などを考慮し、地域の実情に応じて地域内における関係機関や民間団体のネットワークの強化や人材育成を行うため、地域自殺・うつ対策ネットワーク組織（以下、「ネットワーク組織」）を活用し、地域レベルの実践的な取組を推進します。

2. 取組成果

- (1) 会議の開催により、各機関が連携を深め、自殺対策への関心を高めました。
 会議の開催：16回、延べ人数374名
 構成メンバー：市町、医療機関、薬剤師会、司法書士会、消防本部、警察、ハローワーク、教育委員会、老人クラブ、民生児童委員、婦人会、商工会議所、企業、歯科医師会、学校保健会、栄養士連絡会、市民団体等。
- (2) 「ネットワーク組織」の機関が連携し、地域の実情や課題に対応した自殺対策を推進しました。
 - ・研修会・講演会の開催。
 - ・啓発用チラシの作成や自殺予防週間及び自殺対策強化月間中の街頭啓発の実施。
- (3) 各地域で活動を継続することで、それぞれの地域で自殺死亡率の低下が期待されます。

2. 取組における課題等

- (1) 各地域の現状と課題の共通認識が持てていません。
- (2) 自殺予防における各機関の役割についての協議するに至っていません。

3. 来年度以降の事業展開予定

- (1) 顔の見える関係づくりを推進します。
- (2) 各地域の自殺の課題や背景について整理し、共通認識を持てるよう取り組みます。
- (3) 「ネットワーク組織」の機関と連携し、各地域の実情に応じた自殺対策を推進します。

4. 関連する評価指標の状況

◆自殺死亡率（人口10万人あたり）

（計画策定時・H23）

19.8人

→

（現状値・H24）

20.3人

（目標値（平成28年度）
16.1人）

3. 健康食育の推進

(目的・概要)

三重の健康づくり基本計画並びに三重県食育推進計画に鑑み、県民の健康的な食生活実現に向けて、各ライフステージにおいて県民自らが健康的な食生活に取り組み、バランスのとれた食事に対する理解を促し、多様な主体連携した食生活活動を推進するため、情報提供や人材育成などを行います。

3. 取組成果

- (1) 地域の食育関係者に集合研修を行い、健康的な食生活が実践できるように支援しました。
- (2) 朝食習慣定着や野菜摂取不足の解消を図るために、多様な主体との連携により普及啓発を行いました。
- (3) 食フォーラム（栄養改善大会）を開催（3月4日（火））し、食の大切さ生活習慣病についてともに考える場を提供しました。
- (4) 健康づくり応援の店の登録や更新を行い、食環境の整備をおこないました。（H26.3登録件数：404件）
- (5) 健康増進法による給食施設指導を実施し、給食施設の栄養改善を図りました。
- (6) 食品の栄養表示等などの指導や普及の啓発を行い、正しい栄養情報の提供の環境整備をはかりました。
- (7) 管理栄養士の臨地実習の受入や栄養士養成施設の指導を行い、人材育成を図りました。
- (8) 糖尿病予防のための栄養相談会を開催し、正しい食生活の普及を図りました。
- (9) 食塩エコ ～社員食堂節塩モデル事業～ を実施し、企業と協創し、生活習慣病予防の食習慣の定着を図りました。

2. 取組における課題等

- (1) 健康的な食生活の実践を図るためには、今後も食育関係者への研修や普及啓発が必要です。
- (2) 給食施設指導では、主に施設の栄養改善に取り組んできましたが、平成25年3月29日付け厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」より、新たに「肥満並びにやせに該当する者の割合が増加している施設」について、指導助言を行うことになりました。そのために、給食施設指導についても方針を再構築し、指導を行います。
- (3) 食品表示法が平成25年6月28日に公布され、平成27年6月までに施行されます。新食品表示制度の施行に伴い、栄養表示の義務化が予定されています。事業者からの相談が増えることが予想されます。また、県民の方へ栄養情報の提供のためさらなる普及啓発が必要です。

3. 来年度以降の事業展開予定

- (1) 健康的な食生活が実践できるように、食育関係者への研修を行う予定です。また、多様な主体と連携しながら普及啓発にも取り組みます。
- (2) 健康増進法による給食施設指導に対し、新たな給食施設指導方針により指導を実施していきます。
- (3) 食品表示法の施行による栄養表示義務化を念頭におきながら、事業者からの相談や県民への栄養情報の提供につとめます。

4. 関連する評価指標の状況

◆健康づくりのための推進団体数（「健康づくり応援の店」登録店舗数）

(計画策定時・H24)	(現状値・H25)	(目標値)
392店	→ 404店	500店

4. 特定健診・特定保健指導受診率向上への取組

(目的・概要)

高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しています。平成20年4月より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病の予防を目的とし、「特定健診」と「特定保健指導」の実施が医療保険者に義務づけられ、各保険者により実施されています。事業開始より5年が経過し、H25年度から第2期がスタートしています。

糖尿病等の生活習慣病については、若年期からの生活習慣を改善することで、その予防、重症化や合併症を避けることができると考えられており、生活習慣を見直すための手段として身体計測、血圧測定、血液検査などを行う特定健診や健診結果に応じた保健指導の受診率向上の啓発、受診勧奨等を行っています。

4. 取組成果

- (1) 関係職員が健診及び保健指導を効果的に実施できることを目的に、特定健診・特定保健指導実践者育成研修会を開催。(計4日間、延べ129名受講)
- (2) 関係職員の具体的な技術の習得や保健指導能力を高めることを目的に、特定健診・特定保健指導スキルアップ研修会を開催。(計2日間、延べ43名受講)
- (3) 市町、団体等が主催するイベント等にブースを出展し、参加者への啓発を実施。(いなべ市、県医師会、計6日間、約1,650名)
- (4) 市町と協会けんぽによる特定健診及びがん検診の同時実施にかかる検討会の実施。(鈴鹿市、尾鷲市、熊野市、明和町、大台町、紀北町、紀宝町、計7市町 *H25年度：玉城町、名張市にて同時実施済み。効果あり。)

5. 取組における課題等

毎年、受診率は向上しているものの、目標値の達成には至っていません。(現状値：H24年度 44.6%、目標値：H26年度 55.0%)

- (1) 及び (2)
事業開始より5年が経過し、対象職員の減少により受講者が減少しています。
- (3) 単発的な取組であるため、繰り返し受診勧奨の動機付けが行えるよう、啓発方法の工夫が必要です。
- (4) 健診(検診)の同時実施の効果について検証する必要があります。

3. 来年度以降の事業展開予定

- (1) 及び (2)
プログラム内容等の変更は困難であるが、より多くの受講者を募るため、健診事業者等周知方法について検討します。
- (3) 効果的な取組等について事例を収集し、各保険者と情報共有するとともに、啓発取組を継続します。
- (4) 同時実施の実施市町が増加するよう、会議・研修等の機会を利用して情報提供などの普及を図ります。

4. 関連する評価指標の状況

◆特定健診・特定保健指導実施率

	(計画策定時・H23)		(現状値・H24)		目標値(平成29年度)
○特定健診	44.3%	→	46.2%	〔	70.0%
○特定保健指導	12.1%	→	14.7%		45.0%

5. たばこ対策（受動喫煙防止対策）

（目的・概要）

がんをはじめとする生活習慣病予防のため、受動喫煙防止対策の推進により、喫煙率の低下をめざし、本年度は、「たばこの煙の無いお店」促進事業、啓発活動、ベンチマーキングなどに取り組みました。

6. 取組成果

（1）「たばこの煙の無いお店」促進事業（H18年3月～認定開始）

三重県食品衛生協会に事業委託し、終日禁煙を実施している飲食店等を「たばこの煙の無いお店」として認定。認定証及びプレートを発行し、店内に掲示。また、県ホームページにて認定店舗を紹介。

（2）啓発活動

世界禁煙デー（5月31日）及び禁煙週間（世界禁煙デーに続く1週間）に県内各地で街頭啓発（ポケットティッシュの配布）、パネル展示等を実施。

（3）ベンチマーキング

健康増進法等により公共施設は、建物内禁煙が努力義務とされているが、県庁舎は、分煙にとどまっています（市町村庁舎も同様）。県庁舎における喫煙対策の見直しと受動喫煙防止の推進に向けたベンチマーキングを実施。（健康づくり課、総務部福利厚生課及び管財課と部局横断的に連携）

○ベンチマーキング先：名古屋市、大阪市

○受動喫煙防止対策研修会の実施。（講師：大和 浩氏、産業医科大学教授）

2. 取組における課題等

（1）年間50店舗の新規登録を目標としていますが、飲食店等は、終日禁煙を実施すると集客の減少を懸念し認定数の増加が伸び悩んでおり、事業の積極的なPRが必要です。

（2）受動喫煙対策の必要性に関する知識及び理解は十分とはいえず、受動喫煙防止の気運の醸成のため今後も啓発取組や研修会等の開催や、効果的な啓発方法について検討が必要です。

（3）職員ならびに県民の理解と協力を得るためには、段階的な実施（禁煙タイムの設定など）を検討する必要があります。

3. 来年度以降の事業展開予定

（1）三重県食品衛生協会及び保健所との連携を強化し、会議、研修等の機会を利用し事業の周知に努め、認定登録店舗の増加をめざします。

（2）世界禁煙デー及び禁煙週間に限らず、年間を通じて啓発を行い、受動喫煙防止の気運の醸成を図ります。

（3）今後も総務部福利厚生課、管財課と連携し、禁煙タイムの設置や禁煙相談等の実施を経て県庁舎建物内禁煙をめざします。また、禁煙学術推進ネットワークが制定している「禁煙の日」（毎月22日）を活用した啓発活動を実施します。

4. 関連する評価指標の状況

◆「たばこの煙の無いお店」登録数

（計画策定時・H24）

242店

→

（現状値・H26.3）

317店

（ 目標値 750店 ）

6. 「三重県口腔保健支援センター」の設置

(目的・概要)

市町および関係機関の歯科口腔保健の支援を強化し、県民の歯科口腔保健の向上をめざし、みえ歯と口腔の健康づくり基本計画に基づき、歯科口腔保健事業の企画、立案、実施、評価、および市町、関係機関・団体等の歯科口腔保健の支援などを行います。

7. 取組成果

- (1) 平成25年9月10日健康福祉部医療対策局内に三重県口腔保健支援センターを設置しました。
- (2) 市町、学校等における歯科保健対策への専門的、技術的支援により、市町、関係機関等が実施する歯科口腔保健対策が一層充実しました。
- (3) 歯科口腔保健に関する様々な情報について、県民や関係機関・団体等への提供を行いました。
- (4) 健康福祉部内母子保健担当課、各課、教育委員会等関係課との連携強化、情報共有を図りました。
- (5) みえ歯と口腔の健康づくり条例に基づき、「8020推進月間(11月)」、「いい歯の日(11月8日)」の普及啓発を推進しました。
- (4) 市町、関係機関等で実施している歯科口腔保健対策を一元的にとりまとめ評価を行うことで、今後の対策の企画が可能となりました。
- (5) 歯科口腔保健対策に携わる市町、関係機関・団体等とさらに連携が強化されることが期待できます。

2. 取組における課題等

- (1) 市町、関係機関等において歯科口腔保健対策を行っていくにあたり、専門的知見を持った人材が十分でないところから、人材の育成や情報提供がさらに必要です。
- (3) 県全体の歯科口腔保健の現状、課題、取組について一元的にとりまとめ、健康格差を明らかにしたうえで、解消を図って行く必要があります。
- (4) 生涯を通じた歯科口腔保健を推進していくため、部局を越えて横断的な連携体制を構築していく必要があります。

3. 来年度以降の事業展開予定

- (1) 母子歯科保健、学校歯科保健、高齢者口腔機能、障がい者歯科保健等生涯を通じた歯科口腔保健研修を開催します。(継続)
- (2) 次世代育成支援として、MIES(見守りが必要な児童スクリーニング)の有用性を周知し、活用を拡大します。(26年度)
- (3) 口腔保健支援センターの推進体制整備として、三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会で口腔保健支援センターの運営について協議(平成25年度から)し、また、庁内関係部局連絡調整会議を開催します。(26年度から)
- (4) 県民が地域で安心して生活できるため、在宅歯科保健医療、がん患者医科歯科連携を充実させます。(継続)

4. 関連する評価指標の状況

◆みえ8020運動推進員登録者数

(計画策定時・H24)

222人

→

(現状値・H25)

279人

(

目標値
500人

)

7. 「地域の健康づくり研究会」の開催

(目的・概要)

三重の健康づくり基本計画において、各地域で「ソーシャルキャピタル」を活用したそれぞれの取組が展開されることを通じて、県民一人ひとりの健康づくりを支えることを基本的な考え方の一つとしていることを踏まえ、まず関係者間で共通認識を持ち、各地域で取り組むきっかけづくりを目的として、地域の活動の中心的役割を期待される市町職員や、健康増進や地域づくりの関係者及び有識者などを対象とした、健康づくりに関する地域の取組に関する研究会を発足し、県内外の先進事例や県内各地域での成功事例（グッドプラクティス）を中心として取組事例の共有や情報交換を実施します。

8. 取組成果

(1) 第1回研究会の開催

1 開催日時 平成26年1月29日(水) 14:00~16:30

2 内容等

- 研究会開催に際して(ビデオメッセージ) 三重大学大学院 益島 茂 教授
- 健康づくりとソーシャルキャピタル 三重県健康福祉部健康づくり課長 黒田 和博
- 地域におけるがん対策の取組の方向性について 三重大学医学部附属病院 田島和雄病院長顧問
- その他(関連する取組事例紹介など)

3 参加者数 46名 (市町職員、関係団体職員、保険事業者、県保健所・研究機関職員など)

2. 取組における課題

- (1) 県民の健康づくりのあり方を10年という長いスパンで捉え、継続的な活動を行うとともに、健康づくりに関する様々な関係者が集い、情報を共有できる場とするため、社会状況やニーズに応じて体制や活動内容を臨機応変に対応することが必要です。
- (2) 参加者の意見に応じて、各分野の有識者による講義だけでなく、参加者による取組紹介や取組に関する相談や呼びかけ、希望者による特定のテーマについての勉強会など、活動の範囲を広く捉えることが必要です。

3. 来年度以降の事業展開予定

(1) 定期的な研究会開催

講義、事例発表などを中心とする研究会を定期的に開催する。(年2~4回程度を想定)

(2) 先進事例の調査

特定のテーマに関して、希望者によるワーキンググループ等による県内外の先進事例研究などを行い、その内容を研究会にて参加者が共有する。

(3) 地域を超えた連携事業の検討

各地で展開される取組について、同種の取組を行う他地域との連携による新たな展開や活動の活発化を図ることについて、関係者の意向を踏まえながら検討する。(例：同時期の開催、互いの地域での広報活動など)

4. 関連する評価指標の状況

◆健康づくりのための推進団体数(再掲)

	(計画策定時・H23)		(現状値・H25)	目標値
○「健康づくり応援の店」	392店	→	404店	500店
○「たばこの煙の無いお店」	242店	→	317店	